

## 検査費

療養指導費

給與

嘱託旅費

圓

圓

圓

五、地區ノ直接指導ニ當ルベキ保健所ノ經常費補助ハ

都市關係ハ三〇〇〇〇圓(農山漁村關係ハ二五〇〇〇圓)

ノ三分ノ一返トス

六、地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ

於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

イ 設置スペキ保健婦ハ道府縣又ハ六大都市ノ保健

婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ

人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ

外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

ロ 國庫補助ハ一人當設置費年額八百圓ノ四分ノ一

タルベキコト

七、地區内ニ於ケル姪産婦、乳幼兒ノ保健指導ヲ徹底

スル爲左ノ費用ノ支出ニ當リテハ地區ニ對シ優先且

重點的ニ之ヲ爲スコト

イ 児童保護思想啓發費(國費配賦)

ロ 乳幼兒體力向上指導費(ノ)

ハ 婦產婦保健指導費補助(國庫補助)

ニ 季節保育所費補助(ノ)

八、地區内ニ於テ昭和十五年六月十日附豫第五五號厚

生次官通牒ニ基キ寄生蟲病豫防施設ヲ爲ス場合ハ左

ノ助成ヲ行フ

イ 國庫補助ハ府縣支出額ノ三分ノ一トス(一戸當

施設費六五圓以内)

ロ 施設府縣ハ申請ニ依リ決定スルモノトス

九、健民特別指導ノ效果ヲ舉ゲル爲地區ニ於ケル國民

健康保險組合ニ對シテハ左ニ依リ指導助成ヲ行フ

イ 地區ニ國民健康保險組合ノ設立ナキ場合ハ指定

ト同時ニ組合ヲ設立セシムルコト

ロ 結核性疾患ニ對スル療養給付期間ヲ特ニ一年ニ

延長セシメ之ガ給付ニ對シ一部負擔三割ヲ控除シ

タル額ノ八割以内ヲ補助ス但シ其ノ金額ハ被保險

者人頭割五十錢ヲ超ヘザルコト

ハ 國民健康保險一般國庫補助金ノ外特別補助トシ

テ被保險者一人當年二十錢ヲ交付スルコト

## 獨逸に於ける強制労務令の公布

昭和十八年一月廿八日の柏林發同盟通信電報の報ず

るところによると、獨逸政府に於ては同日人的資源長

官ザウケル博士の名を以て強制労務令を公布した。東

部戰線の重大化に伴ひ男女労力を遺憾なく國防任務遂

行の爲に徵用することを目的としたもので、その要旨

を掲ぐれば次の如くである。

一、十六歳以上六十五歳迄のドイツ男子、十七歳以上

四十五歳迄のドイツ人女子は勞働局の調査に基き、

國家緊急の必要が存する限度においてドイツ國の國

防任務遂行のために招集される。

一、労役は國防に關聯する一切の任務であるが、勞働局

において招集したのち各個人に就て技能並に事情を

調査し適當な國防任務を振當てる。調査に際しては

各個人は十分身邊の事情を申し出でることが出来る。

一、特に婦人の場合においては自動的に労役に服する

やうなことなく、労働局において各個人に慎重調査を

加へるが、服務に決定しても、婦人は現在の居住地

城において労役に從事する。

一、特に次の除外例を認める。(イ)現在重要な產業部門

に於て一週間四十八時間以上の労役に從事してゐる

男女(ロ)本業として農業に從事し、乃至公共事業に

從事する男女(ハ)五人以上の雇人を要する獨立の經

營主(ニ)十六歳以上の男子乃至十七歳以上の女子で

も承認された學校に通學してゐる場合(ホ)外國人並

に聖職者、但し無國籍の男女は除外されない(ヘ)妊娠

産婦、竝に母齡即ち五歳以下の幼兒一人或は六歳以

上十四歳以下の小兒二人と同居扶養してゐる母。

## 伊太利に於ける女子徴用制度の制定

女子労員は現世界大戰下の國際的現象であるが、外

國電報の傳へる所によると、伊太利に於いては本一九

四二年に於いて一九二四年生れの男子労員を行ふと共に

ニ、女子の一般商業部門への徵用制度を制定し、その

第一步として三月一日以後運輸業(長距離を除く)、劇

場、シネマ等に於いて老人、又は戰傷者以外の男子の

使用を禁止し、未就勞の未婚女子を之に代へて強制的

に就勞せしむることとなつた。

なほ此の制度は今後は更に範囲を擴充し、カフェー、

バー、料理店、呉服店、食料品店、婦人帽子店等にも

適用せられる方針であるといふ。